

仕 様 書

1. 工事件名

託児所移設工事

2. 工期

契約日 ～ 令和5年3月31日

3. 施工場所

地方独立行政法人市立大津市民病院 旧ケアセンターおおつ棟

4. 病院の概要

【開設者】地方独立行政法人市立大津市民病院

【開設日】平成 29 年 4 月 1 日(昭和 12 年 4 月 1 日)

【副理事長】若林 直樹

【所在地】大津市本宮二丁目 9 番 9 号 〒520-0804

【許可病床数】401 床

(一般病床)393 床(緩和 20、難病 20、救急 22、ICU8 ほか)

(感染症病床)8 床(1 種 2、2 種 6)

【診療科目】内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、循環器内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、形成外科、病理診断科、乳腺外科、救急科、緩和ケア内科

【看護配置基準】一般病棟 7 対 1(平成 19 年 8 月から)

【施設の概要】敷地面積 34,107 m²

(建物延床面積)

本館棟 31,579 m² 地下 1 階、地上 9 階、屋上ヘリポート(免震構造)

別館棟 9,653 m² 地下 1 階、地上 5 階

感染症 ER 198 m² 地上 1 階

管理棟 1,009 m² 地上 3 階

付属棟 978 m² 地上 3 階

立体駐車場 第 1 駐車場(収容台数:211 台)、第 2 駐車場(収容台数:307 台)

5. 工事内容

本仕様書に記載している項目等を理解した上で、本工事を遂行すること。また、本工事を遂行するにあたっては、専門知識やこれまで他の病院等の建築工事で得た知見を十分に活用し、施工を行うこと。

(1) 施工内容

(別紙)特記仕様書のとおり

(2) 施工管理

<業務体制>

施工業者(以下「乙」という。)は、本仕様書に定める全業務内容を理解し、施行にあたり必要な知識、能力を十分有する現場責任者を配置し、業務の運営、取締りを行わせること。また、当該現場責任者は、市立大津市民病院(以下「甲」という。)担当者との窓口となること。加えて、業務体制図を作成・提出し、緊急時の連絡先等を明確化すること。

<作業工程>

甲の通常業務に支障をきたすことがないよう、甲担当者と十分に打合せを行い、作業工程表を作成すること。また、当該工程表に従い計画的に工事を行い、完工すること。

<その他事項>

- ① 施工にあたり必要となる届出書類については、関係法令等を遵守し、甲担当者及び行政機関等と協議の上、遅滞なく作成・提出すること。
- ② 着工前に事前調査及び甲担当者との協議等を十分に行い、施工場所以外への影響も考慮し工事を行うこと。
- ③ 本業務をスムーズに遂行するために定期的に定例会を開催し、甲担当者との意思疎通を図ること。また、定例会毎に乙が協議録を作成し、甲の承認を得ること(定例会の開催日程等については、別途協議を行うこととする。)

(3)その他

- ① 乙は、建築工事等を行うに当たって、履行場所における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、施工場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう配慮しなければならない。
- ② 乙は、建築工事等の施工等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- ③ 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 甲は、乙に対し、建築工事等を行うために一時的に必要となる場所・ユーティリティ(電気、水等)を、工事期間内は無償で提供するものとする。
- ⑤ 甲は、施工場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、建築工事等の中止内容を乙に通知して、建築工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- ⑥ 前項目により建築工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、建築工事等の完了日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

6. 事故発生時の報告義務

乙は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

7. 緊急連絡体制の報告

乙は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を甲に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め甲と協議するものとする。また、変更等があった時は、速やかに変更内容を甲に報告すること。

8. 乙に求める基本要件

- (1) 本工事を開始するにあたり、事前に甲と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。
- (2) 本工事を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (3) 本工事を統括する責任者を置き、当該責任者に本工事の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 甲が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについては、必要に応じて提供するが、本工事を遂行する目的外で使用しないこと。また、完工後は、速やかに甲に返却すること。
- (5) 院内においては、名札等により身分を明示すること。
- (6) コンプライアンス(法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ)の取り組みを徹底すること。

9. 成果物の提出及び検査

本工事を完了したときは、次に掲げる成果物を提出し、甲の検査を受けるものとする。なお、成果物は製本1部(副本3部)及び甲が指定する電子ファイル形式とする。

- (1) 完工届
- (2) 施工写真
- (3) 竣工図(建築・電気等)

10. その他

- (1) 本工事の完工後、1年以内の間において、瑕疵のあることを発見した時は、乙が無償で瑕疵の復旧を行うこと。
- (2) 本工事を実施するにあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は本工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (4) 搬入、設置、据付、配線、調整、建築等に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (5) 施工等については、甲の業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。また、甲の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路等に養生を施すこと。
- (6) 本仕様書に記載のない事項であっても、甲が工事の遂行上必要と認めた作業について、乙は実施しなければならない。なお、この場合において、業務体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。